

セーフティネット7号申請について（金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整）

【対象者】

次の①～③の全てを満たすこと。

- ①金融機関からの総借入金残高に対し、指定金融機関からの借入金残高の占める割合が10%（端数切捨て）以上である中小企業者。
- ②指定金融機関からの「直近借入金残高」が、「前年同期の借入金残高」と比較して10%（端数切捨て）以上減少していること。
- ③金融機関からの「直近総借入金残高」が、「前年同期の総借入金残高」と比較して減少していること。

【必要書類】

- ① 7号認定申請書 2部
- ②金融機関借入金残高総括表 1部
- ③盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの
法人の場合：業種、代表者、事業所の所在地が確認できる資料（「履歴事項全部証明書」等）
個人の場合：「所得税確定申告書B」、青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し等
- ④別紙1「申請者の概要」 1部
・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。（必要により事業内容の分かる資料の添付でも可）
- ⑤別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部
- ⑥（金融機関の代理申請の場合）委任状 1部
- ⑦ 借入れをしている全ての金融機関からの残高証明書2年分（直近と前年同月） 各1部
- ⑧ 直近決算書の写し一式（確定申告書、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書） 1部

※金融機関とは、中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関を指します。

※原則として、法人にあっては本店登記地、個人事業主にあっては事業所（店舗）所在地を管轄する市区村長が認定を行います。

※記載する借入金残高は、事業資金（手形割引を除く）に限ります。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係
電話 019-626-7538